

日本赤十字社の活動

日本赤十字社は、国際紛争時の難民などに対する緊急救援活動をはじめ、災害時の被災者の救護活動から公衆衛生活動まで、広範多岐な活動を展開しています。これらの活動は、みなさまからお寄せいただく寄付金によって支えられており、ボランティアなど多くの方々のご支援もあり、長きにわたって続けてきました。

近年、大規模な自然災害や紛争が頻発していますが、日本赤十字社をはじめ、世界には192(2020年2月現在)の赤十字社があり、国際的なネットワークを活かして各国の赤十字社と協力し、世界各地で人道活動を行っています。国内外から赤十字社に寄せられる救援の要請は年々増えており、今後も日本赤十字社が様々な活動を行うにはより多くの資金が必要となっています。

日本赤十字社は全ての人々のいのちと尊厳を守るため、赤十字活動を続けています。そして、みなさまが赤十字活動をともにささえていただけることをお待ちしております。



お問い合わせ

〒815-8503 福岡市南区大楠3丁目1番1号
日本赤十字社福岡県支部 組織振興課

TEL:092-523-1173
FAX:092-521-2552

Mail : shinkou@fukuoka.jrc.or.jp

(※令和2年3月31日時点の情報に基づき作成しています。)

あなたの想いを赤十字に

遺贈・相続財産の寄付をお考えのみなさまへ



 日本赤十字社 福岡県支部
Japanese Red Cross Society

もくじ

ご自身や故人の意思を
広く社会に役立てるために P2

日本赤十字社福岡県支部とは P3

赤十字の活動 P4

[遺贈] 遺言による寄付

■ 遺贈の流れ P6

■ 遺言書について P7

■ 遺言書作成時の留意事項 P8

[相続財産寄付]

■ 相続財産寄付の流れ P9

■ 相続税について P10

相談窓口のご案内 P12



ご自身や故人の意思を 広く社会に役立てるために

近年、「自分で築いた財産の一部を寄付したい」、「故人の遺産を社会のために寄付したい」という相談や尊いお申し出が増えています。

相談される方々の事情は様々ですが、ご自身や故人の意思を社会に役立てることを目的に、安心できる日本赤十字社福岡県支部を通じて、ご自分の財産や故人の財産を広く社会に還元していただくことができます。

遺贈とは

遺言によって財産の全部または一部を団体などの第三者に与えることを「遺贈」といいます。

詳しくは6ページ～



相続財産寄付とは

相続により取得した財産の全部または一部を寄付することを「相続財産寄付」といいます。

詳しくは9ページ～



日本赤十字社福岡県支部への
遺贈・相続財産寄付は**相続税がかかりません。**

日本赤十字社福岡県支部とは

日本赤十字社は、赤十字の理念「人道」に基づいて、世界各国の赤十字社とともに戦争や災害、病気などで苦しんでいる人々に対する救援活動を行っています。

また、国内でも、地震・水害による被災者の救護活動や医療・血液・福祉など、幅広い分野で活動しています。

これらの活動を、より地域のニーズに合わせて行うため、各都道府県に支部を設置しており、福岡県支部は明治21年12月17日に日本赤十字福岡委員部として創設されました。日本赤十字社は戦前・戦後を通じて、事業運営の主体性と独立性を担保するため、民間救護団体として自主財源の確保に取り組んでいます。

国や地方公共団体から運営資金を得ることなく、日本赤十字社が広く国民(県民)の皆さまから支持される民間団体として活動を維持・継続するためには、赤十字会員の皆さまからの財政面でのご協力と、活動の担い手である赤十字奉仕団をはじめとするボランティアの方々など多くの皆さまに支えられています。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

私たちの基本原則

私たちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則に従って行動します。

公平

いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。

奉仕

利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。

単一

国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。

中立

すべての人の信頼を得て活動するため、いつさいの争いに加わりません。

人道

人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。

独立

国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。

世界性

世界に広がる赤十字のネットワークを活かし、互いの力を合わせて行動します。

国内災害救護

地震・風水害などの自然災害、航空機事故など的人為災害が発生した際に、被災者の医療救護をはじめ、救援物資の備蓄と配分等さまざまな支援活動を行います。また、日頃からその備えとして、救護員の訓練や地域のみなさまへの防災・減災意識の普及、地方公共団体主催の訓練に参加しています。



みなさまのご寄付が
日本赤十字社福岡県支部の活動に役立てられます



救急法等の講習

人の命と健康を守るために、AEDの使用法、急病やけがの手当てを学ぶ「救急法」、水の事故から身を守り、人命を守る「水上安全法」、高齢者の支援や介護ができる方法を身に着ける「健康生活支援講習」、子どもに起こりやすい事故の予防と応急救手当を学ぶ「幼児安全法」の4つの講習を普及しています。



国際活動

世界190以上の国と地域に拡がる赤十字のネットワークを活かし、紛争や災害による犠牲者・被災者の救援活動だけでなく、その後の復興支援や長期的な開発協力などに取り組んでいます。福岡赤十字病院からも医師や看護師を国際支援要員として海外に派遣し、紛争・災害地域において医療技術支援等を行っています。



赤十字ボランティア

市区町村の区域で活動する「地域赤十字奉仕団」や、能力や資格等を活かした「特殊赤十字奉仕団」、学生や社会人等で組織された「青少年赤十字奉仕団」があります。それぞれが赤十字の事業を推進するために、防災意識や講習の普及、地域での炊き出しや福祉活動を行っています。



青少年赤十字

「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の3つの実践目標と子どもたちの主体性を育む「気づき」「考え」「実行する」という態度目標を掲げ、学校教育の中で様々な活動を展開しています。また、文部科学省の協力、気象庁の監修のもと作成した防災教育プログラムを、出前授業や研修会を通じて普及しています。



このほか、
赤十字では下記の事業を
独立採算事業で
運営しています

医療事業

県内3ヵ所の病院で地域医療に貢献。
災害時には医師・看護師などを派遣します。

- ◎福岡赤十字病院
- ◎今津赤十字病院
- ◎嘉麻赤十字病院

血液事業

献血を実施し、安全な血液製剤を24時間体制で医療機関へ届けます。

- ◎福岡県赤十字血液センター
- ◎北九州事業所
- 献血ルーム
- ◎おっしょい博多
- ◎キャナルシティ
- ◎魚町銀天街
- ◎くろさきクローバー

社会福祉事業

県内3ヵ所の老人福祉施設ではニーズに応じた質の高い介護サービスを提供します。

- ◎特別養護老人ホーム 大寿園
- ◎特別養護老人ホーム やすらぎの郷
- ◎特別養護老人ホーム 豊寿園

看護師等の養成

医療施設だけでなく災害救護や海外での災害・紛争犠牲者の救援のために活躍できる看護師を育成します。

- ◎日本赤十字九州国際看護大学

[遺贈] 遺言による寄付

遺言により自分の築いた財産を特定の人や団体などの第三者に贈ることを「遺贈」といいます。遺言書で財産の全部または一部の受取人(受遺者)として日本赤十字社福岡県支部を指定いただくことで、国内外で災害、病気、紛争などで苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

※日本赤十字社福岡県支部に遺贈した財産は、相続税の課税対象になりません

遺贈の流れ

- ## 1 遺贈内容の決定 遺言執行者の決定

- ## 2 遺言書の作成

- ## 3 遺言執行者へ ご逝去の連絡

- ## 4 遺言書の開示

- ## 5 遺言執行と財産の引渡し

- ## 6 受領証の発行

ご生前

ご逝去後

遺言の内容と遺贈先となる受遺者をお決めください。
また、遺言者のかわりに遺言書の内容を実行する
遺言執行者をお決めください。

詳しくは次ページ以降

「専門家」にご相談の上、法的に有効な遺言書を
ご作成ください。

詳しくは次ページ以降

ご家族やご友人、死後事務委任契約者などの通知人から
遺言執行者にご逝去の連絡が届きます。

遺言執行者から日本赤十字社福岡県支部に連絡が届き、
遺言の内容を確認させていただきます。

遺言執行者が遺言書に基づき手続きを行い、指定の財を日本赤十字社福岡県支部に寄付します。

日本赤十字社福岡県支部から遺言執行者あてに受領を発行します。お寄せいただいた財産は国内外の人支援活動のために大切に使わせていただきます。

遺言書について

遺言を残すには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」などがありますが、遺贈の場合は「公正証書遺言」による方式をお勧めします。遺言書の作成については、専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。

「公正証書遺言」とは 証人2人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公証役場などで公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名押印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造などの心配がありません。

《公正証書遺言の作成例》

「遺言執行者」は専門家への
ご相談をお勧めします

詳しくは8ページ **3**、および12ページ

受遺者は
「日本赤十字社福岡県支部」と
ご記載ください

詳しくは8ページ 1へ

		遺言公正証書													
		○○年 第○○号													
<p>本職は、遺言者○○○○の嘱託により、後記証人立会のもとに、次のとおり遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。</p>															
<p>第一条 遺言者は遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務、譲渡所得税、住民税等を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から、左記の通り遺贈する。</p>															
<p style="text-align: center;">記</p>															
<p>(遺贈する財産の表示)</p>															
<p>受遺者 株式会社○○銀行○○支店に預託中の預金</p>															
<p>2. 不動産 ○○○○</p>															
<p>(受遺者の表示)</p>															
<p>受遺者 日本赤十字社福岡県支部</p>															
<p>主たる事務所 福岡市南区大楠3丁目1番1号</p>															
<p>右代表者 小川 洋</p>															
<p>なお、遺贈の用途は福岡県支部の事業とする。</p>															
<p>第二条 遺言者は左記の者をこの遺言執行者に指定する。</p>															
<p>(遺言執行者の表示)</p>															
<p>○○ ○○○○</p>															
<p>(中略)</p>															
<p>遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し次に署名押印する。</p>															
<table border="1"> <tr> <td>公証人</td> <td>○○○○印</td> <td>○○○○印</td> <td>○○○○印</td> </tr> <tr> <td>証人</td> <td>○○○○印</td> <td>○○○○印</td> <td>○○○○印</td> </tr> <tr> <td>遺言者</td> <td>○○○○印</td> <td>○○○○印</td> <td>○○○○印</td> </tr> </table>				公証人	○○○○印	○○○○印	○○○○印	証人	○○○○印	○○○○印	○○○○印	遺言者	○○○○印	○○○○印	○○○○印
公証人	○○○○印	○○○○印	○○○○印												
証人	○○○○印	○○○○印	○○○○印												
遺言者	○○○○印	○○○○印	○○○○印												
<p>(中略)</p>															

遺言者、証人、公証人が
それぞれ署名押印します

不動産や有価証券などの寄付の場合 財産の換価・換金について ご記載ください

詳しくは8ページ 2へ

✿ 遺言書作成時の留意事項 ✿

1 受遺者について

受遺者を「日本赤十字社福岡県支部」とご記載ください。地域に根差した活動を展開する各支部を遺贈先とすることで、「ゆかりの地に恩返しをしたい」「大切な故郷を支えたい」といった思いを叶えることができます。

2 遺贈する財産の換価・換金(現金化)について

遺言書には、遺言者の有する不動産や有価証券などの財産を遺言執行者が換価・換金し、諸費用・税金などを控除したうえで、日本赤十字社福岡県支部に遺贈する旨をご記載ください。
遺言執行者にて換価・換金が難しい場合は、事前にご相談ください。

3 遺言執行者について

信頼のできる方を指定することはもちろんですが、遺言内容を確実に実行するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きが必要になりますので、法律に詳しい専門家に依頼することをお勧めしております。詳しくは12ページをご参照ください。なお、遺言執行の専門家ではないため日本赤十字社福岡県支部を遺言執行者に指定することはご遠慮願います。

4 遺留分について

「遺留分」とは配偶者、子、親などの相続人に、最低限度保障された相続財産の受け取り分のことです。遺贈をご検討の際には、遺留分権利者に予めご了承いただくか、遺留分相当の財産を与えるなど、遺留分についてご配慮いただくことをお願いしています。

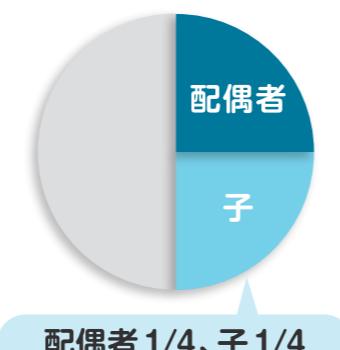
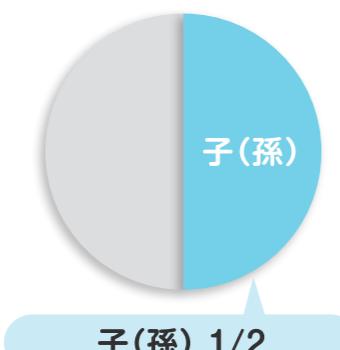
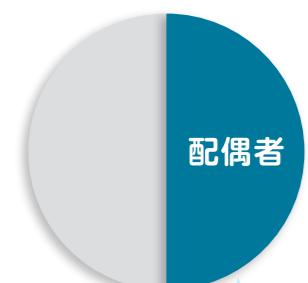
《参考》遺留分権利者と遺留分について

※兄弟姉妹甥姪には遺留分はありません。

相続人が配偶者のみ

相続人が子(または孫)のみ

相続人が配偶者及び子



※子が複数の場合は均分されます。

〔相続財産寄付〕

「『社会に役立ちたい』と常々話されていた」、「生前に赤十字活動に関心があった」といった、故人の思いを尊重し、ご遺族の方が相続により取得した財産の全部または一部を日本赤十字社福岡県支部へ寄付することで、国内外で災害、病気、紛争などで苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

✿ 相続財産寄付の流れ ✿

相続開始
から
7日以内

ご逝去・死亡届の提出

ご逝去とともに相続が開始します。

3ヵ月
以内

相続の放棄・限定承認(相続人の確定)

相続人が権利や義務を一切受け継がない(相続の放棄)または限定承認をする場合は、相続開始があつたことを知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述します。

4ヵ月
以内

準確定申告

故人の所得などが要件を満たす場合、亡くなった年の1月1日から死亡した日までの所得について、相続人が申告・納税をします。

10ヵ月
以内

遺産分割

不動産の所有権移転登記や預貯金・動産の名義変更などの諸手続、遺産分割協議などを行います。

日本赤十字社
福岡県支部
への寄付

ご連絡時に「相続財産寄付」であることをお知らせください。

受領証・証明書
の発行

寄付後に日本赤十字社より、受領証および相続財産寄付に関する証明書を発行します。

相続税の申告・納付

相続税の申告書に寄附した財産の明細書や受領証および相続財産寄付に関する証明書を添付して申告をすることで、寄付いただいた財産に相続税が課税されません。

相続税について

相続により財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が遺産にかかる基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

法定相続分に応じる取得金額

課税遺産総額（課税価格の合計額 - 基礎控除額 A）× 法定相続分 B

法定相続人別の相続税額

法定相続分に応じる取得金額 C × 税率 D - 控除額 E

日本赤十字社に寄付した場合、
その寄付額分も控除され
相続税額が変わります。

法定相続人別の相続税額の合計金額 = 相続税の総額

計算例

相続財産2億円で
法定相続人が
配偶者と子2人の場合

法定相続分に
応じる取得金額
配偶者 (2億円 - 4,800万円) × 1/2 = 7,600万円
子 (2億円 - 4,800万円) × 1/4 = 3,800万円

法定相続人別
の相続税額
配偶者 7,600万円 × 30% - 700万円 = 1,580万円 … ①
子 3,800万円 × 20% - 200万円 = 560万円 … ②

相続税の総額
① 1,580万円 + ② 560万円 × 2 = 2,700万円

※配偶者の税額軽減など、その他税額控除もございますので、相続税についての詳細は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)またはお近くの税務署などにお問い合わせください。

[基礎控除額の算出方法] A 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

法定相続分

相続人	B 法定相続分
配偶者のみ	全て
配偶者と子	配偶者1/2、子全員で1/2
配偶者と直系尊属	配偶者2/3、直系尊属全員で1/3
配偶者と兄弟姉妹	配偶者3/4、兄弟姉妹全員で1/4
子のみ	全て

※子や直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合にはその人数で均分されます。

相続税の速算表

C 法定相続分に応じる取得金額	D 税率	E 控除額
円	%	万円
1千万以下	10	なし
1千万超～3千万以下	15	50
3千万超～5千万以下	20	200
5千万超～1億以下	30	700
1億超～2億以下	40	1,700
2億超～3億以下	45	2,700
3億超～6億以下	50	4,200
6億超	55	7,200

(平成27年1月1日以降の相続の場合)

非課税となる税制上の優遇措置があります

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内(相続開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内)に日本赤十字社福岡県支部に寄付した場合、**寄付した財産には相続税がかかりません。**(関係根拠法令:租税特別措置法第70条)

適用には相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する受領証と相続財産寄付に関する証明書を相続税の申告書に添付する必要があります。

《相続財産寄付に関する証明書》

第〇〇号

証明書

住所 ○○県○○市○○町○○ ○○
氏名 ○○ ○○ 様

この度、日本赤十字社に対しなされた相続財産の寄付に関する下記記載の事項は、事実に相違ないことを証明します。

記

1. 寄付受領日 ○○年○○月○○日
2. 寄付金額 ○○○○○○○○○○円
3. 寄付金の明細 現 金
4. 寄付金の用途 日本赤十字社事業資金

○○年○○月○○日

日本赤十字社
社長 大塚 義治

ご希望により、故人のお名前で表彰させていただきます



詳しくは日本赤十字社ホームページ
「表彰制度について」をご覧いただくか、
お問い合わせください。

日本赤十字社 表彰 検索

「遺贈」「相続財産寄付」のご検討は、専門家へのご相談が安心です。

遺贈・相続財産寄付
(遺言書作成～遺言執行)

福岡県支部と提携している相談先

日本赤十字社福岡県支部では一部金融機関や弁護士と提携しています。
ご希望に応じて、担当者を当支部からご紹介いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

西日本シティ銀行 [プライベートバンキング部] ☎ 092-476-2708

春山法律事務所 ☎ 092-712-2458



相続全般の相談
(遺言書などの書類作成～遺言執行)

弁護士・司法書士・行政書士



交渉・書類作成を含め相続全般に関して相談できます。

福岡県弁護士会 ☎ 092-741-6416 弁護士会 福岡 検索

相続登記手続、遺言書や裁判所に提出する書類などの作成について相談できます。

福岡県司法書士会 ☎ 092-714-3721 司法書士会 福岡 検索

遺贈のための遺言書作成について相談できます。

福岡県行政書士会 ☎ 092-641-2501 行政書士会 福岡 検索

遺言信託・遺産整理
(遺言書作成のお手伝い～遺言執行)

信託銀行など

相続についての専門知識を持つ財産管理の専門相談員がいますので、最寄りの信託銀行などの金融機関や信託会社にご相談ください。日本赤十字社と遺贈に関する協定を結んでいる信託銀行などがございますので、お気軽にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 [相続・遺言ご相談ダイヤル] ☎ 0120-911-299

三菱UFJ信託銀行 [本店営業部] ☎ 03-6250-4141

みずほ信託銀行 [信託総合営業第五部] ☎ 03-3274-3221

りそな銀行
お近くの銀行窓口へご相談ください。

三井住友銀行 [相続アドバイザリー部] ☎ 0120-338-518

その他、一部の地方銀行とも協定を結んでいます。



「公正証書遺言」の作成

公証人



判事や検事などを長年つとめた法律実務の経験豊かな人の中から、法務大臣に任命された公証人が、ご自身が残したい遺言を正式な形にしてくれます。

日本公証人連合会 ☎ 03-3502-8050 日本公証人連合会 検索

相続に関する税金の相談

税理士



税金についての専門家で、相続に関する税金や申告について相談できます。
全国各地の税理士会で税理士の紹介を受けられます。

九州北部税理士会 ☎ 092-473-8761 九州北部税理士会 検索